

中部運輸局自動車交通部

平成30年9月12日14時00分発表

連絡先
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官 岡田、大石
TEL 052-952-8038

中部運輸局愛知運輸支局
監査担当 小川、唐澤
TEL 052-351-5313

乗合バス事業者に車両使用停止処分

平成30年6月20日に愛知運輸支局が知多乗合株式会社の半田営業所を監査した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 行政処分事業者及び営業所
事業者名：知多乗合 株式会社（代表取締役社長 勝田 厚秀）
住 所：愛知県半田市住吉町2丁目163-7
営 業 所：半田営業所（愛知県半田市住吉町2丁目163-7）
- 2 行政処分の内容
平成30年9月10日付け
事業用自動車の使用停止 10日間（1両×10日間）
（平成30年9月12日から10日間）
- 3 監査実施の端緒
平成30年5月7日に中部国際空港発知立行き路線において、路線を逸脱し、出発地点に引き返した事案が発生したことから、監査を実施した。
- 4 違反内容及び違反条項
 - ①業務の的確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3）
 - ②運転基準図を作成していなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項）
 - ③運転基準図による運転者への指導が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項）

④事業用自動車について定期点検（3ヶ月点検）を実施していなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第45条）

⑤旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしていなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項）

5 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況
当該行政処分等により付された違反点数 1点
当該事業者の累積違反点数 1点

以上